

## 令和6年度岩手県中小企業経営安定資金貸付要綱

### 第1 目的

#### 1 一般対策、原油高対策及び災害対策

県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が、最近の売上が減少していることなどにより経営の安定に支障を来たすおそれのある場合に、運転資金を融資し企業の健全経営に資することを目的とする。

#### 2 経営改善サポート

県内の中小企業者が、中小企業再生支援協議会及び事業再生支援機関（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証制度要綱（平成26年1月17日制定20140114中庁第2号。以下、「事業再生保証要綱」という。）2の申込人資格要件に定める計画作成を支援する機関をいう。以下同じ。）の支援を受けて事業再生を行う場合に、必要な資金の貸付を行うことにより、事業再生の着実な進捗と活力の再生を図ることを目的とする。

#### 3 経営力強化対策

県内の中小企業者が、金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けて事業計画を実施する場合に、必要な資金の貸付けを行うことにより、経営力の強化を図ることを目的とする。

### 第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

### 第3 貸付対象者

次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### 1 一般対策

県内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近3か月間の平均売上高（建設業にあつては、完成工事高。以下同じ。）が前年同期の平均売上高に比較して、おおむね10%以上減少しているもの
- (2) 直近で経常損失が発生しているもの
- (3) 最近の売上高対経常利益率が前年に比較して低下しているもの
- (4) 最近3か月間の流動比率又は当座比率の平均が次表に該当するもの

業種	流動比率	当座比率
製造業、建設業、サービス業	100%以下	70%以下
卸・小売業	120%以下	70%以下

- (5) 最近の流動比率及び当座比率等資金繰関連諸比率が悪化していると認められるもの
- (6) 取引先の倒産により、その経営が著しく不安定になると認められるもの
- (7) 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証の対象となるもの
- (8) 信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証の対象となるもの
- (9) 岩手県信用保証協会の支援を受けて事業再生計画を策定し、当該計画について岩手県信用保証協会が設置する再生審査会の審査を受けて、求償権消滅保証の対象となるもの
- (10) 電気料金（燃料費調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。以下同じ。）値上げ後の最近3か月間の電気料金が前年同期と比較して増加するもの

#### 2 原油高対策

原油価格の上昇の影響を受けている県内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原油価格の上昇により、原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格（最近1か月間の平均仕入単価）が、過去3か年のいずれかの年の同期の原油等の仕入価格と比べて10%以上上昇していること
- (2) 申込時点において、原油等の仕入価格が、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価の10%以上を占めていること
- (3) 最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、過去3か年のいずれかの年の同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること

### 3 災害対策

県内において災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用対象となった災害の発生後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる者とする。

### 4 経営改善サポート

事業再生保証要綱の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、事業再生支援機関の支援を受けつつ、債権者全員の合意が成立した事業再生の計画に従って事業再生を行い、計画の実行及び進捗の報告を行う者とする。

### 5 経営力強化対策

国の全国統一制度である経営力強化保証制度要綱（令和6年5月28日制定20240522中庁第1号）の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者とする。

## 第4 貸付の条件

### 1 資金の用途

- (1) 一般対策、原油高対策及び災害対策  
運転資金とする。

- (2) 経営改善サポート  
設備資金及び運転資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。

- (3) 経営力強化対策  
設備資金及び運転資金とする。

ただし、信用保険法第2条第5項第5号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、経営の安定に必要な設備資金及び運転資金とし、次に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。また、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。

ア 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金

イ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金

ウ 信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金

エ 信用保険法第15条に規定する危機関連保証（信用保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金

オ 信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証（信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者に係るものに限る。）であつて令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

## 2 貸付限度額

### (1) 一般対策、原油高対策、災害対策及び経営力強化対策

1 企業につき 8,000 万円以内とする。ただし、経営安定関連保証を適用する場合には、別枠で 8,000 万円以内とする。

### (2) 経営改善サポート

1 企業につき 8,000 万円以内とする。ただし、上記(1)を併用する場合には、合計で 1 億 6,000 万円以内とする。

## 3 貸付期間

### (1) 一般対策、原油高対策及び災害対策

15 年以内とする。ただし、3 年以内の据置期間をおくことができる。(危機関連保証を利用した場合は 10 年以内とする。ただし、2 年以内の据置期間をおくことができる。)

### (2) 経営改善サポート

15 年以内とする。(危機関連保証を利用した場合は 10 年以内とする。)ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。

### (3) 経営力強化対策

設備資金 7 年以内とする。ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 5 年以内とする。ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。

ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は 10 年以内とし、1 年以内の据置期間を置くことができる。

## 4 貸付利率

### (1) 一般対策

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3 年以内 年 2.1%以内

貸付期間 3 年超 10 年以内 年 2.3%以内

貸付期間 10 年超 15 年以内 年 2.5%以内

ただし、信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合又は求償権消滅保証を適用する場合は、上に掲げる貸付利率から年 0.1%を減じた率とする。

### (2) 原油高対策及び災害対策

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3 年以内 年 2.1%以内

貸付期間 3 年超 10 年以内 年 2.3%以内

貸付期間 10 年超 15 年以内 年 2.5%以内

ただし、信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号までに定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、上に掲げる貸付利率から年 0.1%を減じた率とする。

### (3) 経営改善サポート

貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする(手形貸付は除く)。

貸付期間 3 年以内 年 1.9%以内

貸付期間 3 年超 10 年以内 年 2.1%以内

貸付期間 10 年超 15 年以内 年 2.3%以内

### (4) 経営力強化対策

貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その

変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

貸付期間 3年以内 年1.9%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.1%以内

## 5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

## 6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。

### (1) 一般対策

この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年 0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

ウ 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第5号、第7号及び第8号にあっては年 0.6%、それ以外は 0.7%とする。

エ 信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は年 0.6%とする。

オ 求償権消滅保証を適用する場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.60%	年 1.45%	年 1.30%	年 1.20%	年 1.05%	年 0.90%	年 0.90%	年 0.70%	年 0.50%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(ウ) 直近決算における貸借対照表を作成していない場合は、無担保にあっては年 1.05%（有担保の場合は、年 0.1%を基準とした割引を行う）とする。

(エ) 信用保険法第2条第5項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、年 0.7%とする。

カ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アからオに掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

### (2) 原油高対策及び災害対策

この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年 0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

ウ 信用保険法第 2 条第 5 項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第 5 号、第 7 号及び第 8 号にあつては年 0.6%、それ以外は 0.7%とする。

エ 信用保険法第 2 条第 6 項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は年 0.6%とする。

オ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アからエに掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

### (3) 経営改善サポート

この場合の保証割合は、責任共有制度の方式によるものとする。ただし、責任共有制度の対象除外となる岩手県信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成 19 年 9 月 30 日以前に岩手県信用保証協会が申し込み受付した保証であつて保証割合が 100%の保証を含む。）を借り換える場合（岩手県信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。

なお、この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 責任共有制度の対象の場合

事業再生計画実施関連保証を適用し、借入金額に対し年 0.6%とする。

イ 責任共有制度の対象除外の場合

事業再生計画実施関連保証を適用し、借入金額に対し年 0.8%とする。

ウ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、ア及びイに掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

### (4) 経営力強化対策

この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

ア 直近決算における貸借対照表を作成している場合

(ア) 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%	年 0.45%

(注) CRD 評点：有限責任中間法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

イ 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

(ア) 無担保の場合は、年 0.95%とする。

(イ) 有担保の場合は、(ア)に掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

ウ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、アに掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

エ 信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は年 0.6%とする。

## 7 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

## 8 その他

この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

## 第 5 申込手続

### 1 一般対策、原油高対策及び災害対策

(1) 貸付を受けようとする者は、岩手県中小企業経営安定資金借入申込書（様式第 1 号）を商工会議所又は商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出するものとする。

(2) 経営安定関連保証及び危機関連保証を適用する貸付を受けようとする者については、前項の申込書に信用保険法第 2 条第 5 項又は第 6 項の規定に基づく市町村長の認定書を添付するものとする。

### 2 経営改善サポート

(1) 貸付を受けようとする者は、次の(2)の事業再生計画書を添付し、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

#### (2) 事業再生計画書

次の内容を満たすもの又は含むものとする。なお、計画の期間は、計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から 3 事業年度を最短の期間とし、原則として同 5 事業年度を最長の期間とする。

ア 債権者間の合意がとれているもの

イ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

### 3 経営力強化対策

(1) 貸付を受けようとする者は、次の書類を添付し、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

ア 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

イ 事業行動計画書（申込人が策定したもの）

ウ 経営安定関連保証を適用する貸付を受けようとする者については、信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づく市町村長の認定書

#### (2) 事業行動計画書

次の内容を満たすもの又は含むものとする。なお、計画の期間は、計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から 3 事業年度を最短の期間とし、原則として同 5 事業年度を最長の期間とする。

ア 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項及び目標設定

イ 申込人が融資を受けて取り組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果

ウ 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

## 第6 貸付の決定

### 1 一般対策、原油高対策及び災害対策

- (1) 商工会議所等の長は、借入申込書の提出を受けたときは必要な審査を行い、借入申し込みが本制度の趣旨に適合すると認めるときは、借入申込書に経営安定資金貸付対象認定書（様式第2号）を添えて、取扱金融機関及び岩手県信用保証協会に送付するものとする。
- (2) 取扱金融機関及び岩手県信用保証協会は、前項の書類の送付を受けたときは、これを審査し、貸付又は保証承諾の可否を決定し、その結果を申込者及び商工会議所等に報告するものとする。  
なお、取扱金融機関及び岩手県信用保証協会は、貸付又は保証承諾を否決又は減額する場合は、あらかじめ商工会議所等に連絡するものとする。

### 2 経営改善サポート及び経営力強化対策

取扱金融機関は、貸付の申し込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

## 第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

## 第8 緊急な資金の貸付

- 1 一般対策、原油高対策及び災害対策に係る特に急を要する資金については、第5の1及び第6の1の規定にかかわらず、直接取扱金融機関に対し借入を申し込むことができるものとする。
- 2 前項の申し込みにより貸付を実行した取扱金融機関は、商工会議所等に報告するものとする。

## 第9 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

## 第10 一般対策、原油高対策及び災害対策に係る期中支援

- 1 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。
- 2 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第5項第5号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が1,250万円以下であるとき、又は貸付期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受けしたものは、この限りでない。
- 3 貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和2年4月1日から令和3年1月31日の期間（中小企業信用保険法第2条第6項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。
- 4 取扱金融機関が前各号に定める報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

## 第11 経営改善サポートに係る金融機関の責務及び報告

- 1 取扱金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- 2 取扱金融機関は事業再生支援機関と連携し、中小企業者に対し、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度毎に、岩手県信用保証協会

に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援状況を報告しなければならない。

なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

- 4 取扱金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生支援機関と連携し、必要に応じて中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

#### 第 12 経営力強化対策に係る金融機関の責務及び報告並びに E B P M に伴う情報提供

- 1 金融機関は、原則として四半期に 1 回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- 2 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- 3 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から 5 事業年度にわたり、年 1 回中小企業者の事業年度毎に、岩手県信用保証協会に対し、中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。岩手県信用保証協会は、同データのうち、E B P M に伴う情報提供として、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の特定中小企業者に係るものに限る。）認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- 4 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

#### 第 13 経営力強化対策に係る金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、貸付を行うことができる。

#### 第 14 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

##### 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

#### 別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合